

児童発達支援センター事業・医療的ケア児等支援事業【共用】 質疑回答

No.	資料名	頁	質問内容	回答
1	実施要領 3 業務の概要	2	【3事業共通】追加事業の提案可否 本施設を、障害や医療的ケアの有無にかかわらず、すべての子どもと家族が利用できる居場所として運営するため、募集対象業務に加え、小規模保育事業、放課後児童クラブ、児童発達支援・放課後等デイサービス、診療所及び日中のみの医療型短期入所の併設を提案することは可能でしょうか。今回の公募での提案対象となる範囲と、別途協議となる範囲をご教示ください。	今回は委託事業であるため、追加提案は認めません。
2	実施要領 3 業務の概要（4）	2	【3事業共通】改修中の既存事業 令和9年2月から令和10年3月までの準備期間及び改修工事期間中について、既存各事業の運営主体、実施場所、休止の有無、現運営者から新事業者への切替時期をご教示ください。全館休止、部分稼働、仮移転のいずれを想定していますか。	改修工事については、事業を実施しながら行います。 そのため、工事期間中における運営主体や実施場所の変更はなく、事業を休止することも想定していません。 また、現運営業者から新事業者への切り替え時期については、事業開始日である令和10年4月1日からになります。
3	実施要領 3 業務の概要（4）	2	【3事業共通】工事遅延時の取扱い 仕様書に定める代替場所での実施や期間変更について、改修工事が遅延した場合の対応方針と、その決定・通知時期をご教示ください。 また、遅延に伴う採用済み職員の待機人件費、追加の移転費等は、費用負担の協議対象となりますか。	改修工事に遅延等が生じることが判明した場合には、対応方針を整理の上、遅滞なく通知します。 また、工事遅延に伴い発生する職員採用等の人件費その他の費用負担については、必要に応じて協議を行うこととします。

児童発達支援センター事業・医療的ケア児等支援事業【共用】 質疑回答

No.	資料名	頁	質問内容	回答
4	実施要領 6 参加資格	4	同一法人が複数の案件（児童発達支援センター事業、医療的ケア児等支援事業、こども発達支援事業、生活介護事業）に応募することは可能でしょうか。また、複数案件を受託した場合、看護職員等以外の職員（管理責任者・理学療法士等）の兼務や、部屋・送迎車両の共用は認められますでしょうか。	【同一法人による複数案件の応募について】 可能となります。 【複数案件を受託した場合の職員の兼務について】 職員の兼務は、業務に支障がない範囲で可能です。ただし、法定事業においては、関連法令や規定により兼務が制限される場合があります。そのため、該当する事業については、必ず法令に定められた規定を遵守していただく必要があります。 【部屋・送迎車両の共有について】 部屋及び送迎車両の共有は可能ですが、事業の実施に支障がない範囲で行うことが条件となります。各事業の運営において、利用者の安全やサービスの質を確保するため、共有する際には十分な配慮をお願いいたします。また、部屋等を共有する際には市との事前協議が必要となります。
5	実施要領 13 審査	9	複数案件に応募する場合、12月21日の審査に出席する統括責任者または運営責任者となる予定の者は、同一人物でも差し支えないでしょうか。また、各案件の審査時間が重ならないようご配慮いただくことは可能でしょうか。	同一人物でも差し支えありません。また、各案件の審査時間が重ならないよう調整させていただきます。

児童発達支援センター事業・医療的ケア児等支援事業【共用】 質疑回答

No.	資料名	頁	質問内容	回答
6	実施要領 16 その他 (1)ーウ	10	【3事業共通】準備期間の業務と費用 実施要領16（1）ウに定める準備等費用の受託者負担について、「履行開始日」は具体的にいつを指しますか。令和9年2月から令和10年3月までに求められる業務、職員配置の開始時期及び同規定の適用範囲をご教示ください。また、市から別途求められる準備業務についても、すべて受託者負担となる想定でしょうか。	履行開始日については、事業開始時期である令和10年4月1日を指します。 準備期間中においては、令和10年4月1日から円滑に事業を開始できるよう、事業実施に必要な人材の確保、職員研修、運営体制の整備、関係機関との引継ぎ・調整、必要物品等の準備その他事業開始に必要な各種準備を行っていただく必要がございます。 なお、職員の配置開始時期についても、事業開始時期である令和10年4月1日からとなります。 これらの準備期間中に要する費用については、すべて受託者負担となり、市からの委託費等の支出は現時点では想定していません。
7	(16) 別添「平面図（事業実施場所等）」	A-12 A-13	平面図の「共用部屋」（1階相談室①、2階の会議室・リハビリ部屋・相談室・スノーズレン）の利用の調整はどなたが行う想定でしょうか。また、共用部屋の備品管理・修繕費の分担の考え方をご教示ください。	共用部屋及びその備品の管理については、配置されている市職員が行う予定としております。 修理費の取扱いについては、経年劣化による自然消耗に伴う修理等は市が対応します。ただし、事業の実施中に破損が生じた場合などについては、その事業者修理費の負担を求める場合もあります。
8	(17)別添「市調達備品」	-	【3事業共通】追加事業に利用できる範囲 追加事業の提案が可能な場合、募集対象業務の実施に支障がないことを前提として、館内の専用部分・共用部分の利用や配置変更を提案する余地はありますか。また、追加事業部分にも、市による施設・設備・光熱水費等の負担が適用されるかを教示ください。	No.4のとおり認めません。
9	その他	-	【3事業共通】既存職員の雇用 こども発達支援事業仕様書8（4）ウの採用への配慮について、求められる対応の範囲をご教示ください。採用の可否、配置、役職及び雇用条件の最終判断は、受託者が行えると理解してよいでしょうか。また、他の2事業についても同様の条件がありますか。	医療的ケア児等支援事業及び児童発達支援センター事業については、条件はありません。

児童発達支援センター事業・医療的ケア児等支援事業【共用】 質疑回答

No.	資料名	頁	質問内容	回答
10	その他	-	【3事業共通】追加機能に関する需要 小規模保育・学童及び医療的ケア児者の日中の受入れについて、市が把握する利用希望、受入れ先が確保できていない状況、今後の需要見込みがあればご提示ください。保育については、近隣で予定される保育所新設後の需給見込みをご教示ください。	追加提案は認めません。